

那珂市議会 議会運営委員会会議録

開催日時 令和7年10月28日（火）午前9時56分

開催場所 那珂市議会第2委員会室

出席委員	委員長	大和田和男	副委員長	寺門 厚
	委員	鈴木 明子	委員	寺門 純
	委員	小池 正夫	委員	君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長	木野 広宣	副議長	富山 豪
事務局長	会沢 義範	次長補佐	三田寺裕臣
総務・議事G長	岡本奈織美		

会議に付した事件

（1）那珂市議会ハラスメント防止条例（案）について

…今後について協議

（2）那珂市政務活動費の手引きの見直しについて

…内容等について協議

（3）那珂市議会会議規則の改正について

…内容等について協議

（4）その他

・意見書の取り扱いについて

議事の経過（出席者の発言は以下のとおり）

開会（午前9時56分）

委員長 皆様、改めまして、おはようございます。

今日は、閉会中の中、議会運営委員会にご参集賜りまして、誠にありがとうございます。

今回は、前回の全員協議会で様々なご意見をいただきましたので、それを受けたの委員会ということで、議論、闘争をしていただければなと思います。

それでは、早速始めさせていただきたいと思います。

ただいまの出席委員は6名であります。欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

職務のため、議長、副議長及び事務局職員が出席をしております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

皆様におかれましては、いい那珂フェスティバル等、今日は議運で、あさってが産業建設、またその次が教育厚生と委員会が続きますので、体調管理には十分気をつけていた

だきますようお願い申し上げます。

また、本日は議会運営委員会としてこの3つの案件ございますので、慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げ挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、さっそく議事に入りたいと思います。

1、那珂市議会ハラスメント防止条例（案）についてを議題といたします。

修正内容につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

次長補佐 それでは、全員協議会等で出た意見のほうをちょっと事務局なりにまとめたものになります。

黄色いところが修正したところ、見え消しのところが消してあるところになります。

まず、第2条ですけれども、以前は号立てだったんで「号」だったんですが、今回新たに項立てにしましたので「各項」にしております。

続いて、第3項として、前回に限らず、ハラスメントの定義といいますか、明確にという意見が多数出ていたと思いますので、まず第3項の第1号、「議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であって、議会活動、議員活動又は選挙活動（準備活動を含む）、その他の政治活動上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされたものに対して人権を侵害する行為をいう。」これはパワハラのことをうたっている部分になります。第2号としましては、「政治活動等における性的な言動であって、相手方がその対応により不利益を受ける等、相手方に対して人権を侵害する行為をいう。」こちら、セクシャルハラスメントのことを言っております。第3号につきましては、「政治活動等における妊娠、出産、育児又は介護に関する言動であって、相談相手方に対して人権を侵害する行為をいう。」こちら、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントということになります。第4号としましては、第1号から第3号でまとめておりるので、ハラスメントの内容を消しまして、「その他の誹謗、中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害する行為をいう。」というふうに修正しております。

続いて、次のページをお願いします。

第5条第4項、こちら「議長はハラスメントが確認されたときは、当該ハラスメントを行った議員に対し、指導、助言、注意などの」以前は「注意、その他の必要な措置」となっていたんですけども、「などの」ということに変更しております。

第5項につきましては、こちらも前回の全員協議会で出たと思うんですけども、議長が職員に対して要請する場合、項立てたほうがいいんではないかということがありましたので、「議長は、相談及び申立てに係るハラスメントを行った者が職員等である場合において、市長に対して、当該相談及び申立てに係る事実関係を調査するよう要請することができる。」という項を追加しております。

第6条、公表につきましては、「講じなければならない。」ということが強いんではな

いかという意見等出ておりましたので、氏名の公表は「することができる。」にとどめて、ちょっと緩くしている部分です。

以上が事務局のほうで気づいた部分を直しております。

今回、意見がある場合はということでラインワークスのほうに上げたかと思うんですけれども、花島議員から来ましたので、こちらのほうを検討いただければと思います。

あと、渡邊議員のほうから、市全体としてはどうかということが毎回出ていると思うんですが、議会運営委員会の中では、まずは議員と職員との間ということで話があったと思うんですけども、その部分をもっと明確な回答をしないと納得もしていただけないかと思いますので、そこはちゃんと決めていただく必要があるのかなとは思っています。

事務局からは以上です。

委員長 ありがとうございます。

まず、目を通していただいて、先ほどの事務局の案のところで何か、何かと言っても、大分ずっと見てきたと思うので、ご意見とかありますか。

鈴木委員 内容に関するところではないんですけども、第2条の（4）のところ、パワーハラスメントとかが全部消えていて、その他の誹謗、中傷ということでいいんですか。

「の」って入れますか。そういう細かいところでも大丈夫ですか。その他の、このままのやつで大丈夫ですか。

次長補佐 そこは決めていただいて、その他のほうがよければその他で修正させていただきます。確かに、そう言われると、そのほうがいいのかという気もします。

委員長 その他、誹謗中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害する行為。

鈴木委員 あと、第6条の、議長は議員によるというところで、議員の氏名の公表をすることができるというのが、氏名の公表をと入れますか。すみません、細かいことで。

委員長 ありがとうございます。

そういうのも含めて、何かございましたら。

こういうのも踏まえてというところと、あと先ほど、ちょっと戻ってもらうと、花島議員の意見というところで、花島議員の意見を取り入れながら、今回改正案を少し入れたところもございまして、全体の話では、人権侵害という言葉が出ているが、概念が漠然としている。ただし、本条例でハラスメントが認められたときの罰則が極めて軽いものであれば、その曖昧さは大きな問題とは考えない。調査及び確認という言葉があるが、調査だけでよいと考える。理由は、いつも確認できるとは限らない。あえて確認という言葉は入れる必要はないと考えるから。そうすると、戻ると確認は入っているということ。入っているか。調査及び確認という言葉があるが、調査だけでよいと考える。いつも確認できるとは限らないので、あえて確認の言葉を。調査も確認も一緒と言われれば一緒なんですよね、調査の中に確認も、確認作業も必ず入るところでございますので、認めるかどうかが、それはそのときのあれなので、認められなければ調査で終わってし

まうし、だから調査の中に確認はすべからず入っているものじゃないのかな。どうなんでしょう。

事務局長 国なんかの規則とか、そういうたものでは調査及び確認というような言葉を使ってるので、こちらも使ったということなんですけれども。ただ、調査及び確認、確かにおっしゃるとおり調査の中には確認も含めていると。

委員長 どうしましよう、確認は入れますか。

鈴木委員 調査だけして確認をしないという、それが分からぬので、調査と確認というのは一緒くたというか。

委員長 分けたほうもあり得るだろうと、確認作業が抜けちゃうこともあるだろうと。

副委員長 そこは、第5条でしたよね。調査の中に確認が当然入ると思ひますので、私も花島議員の提案で、やっぱりここは、確認はなくしてもいいのかなというふうに思ひます。前の迅速かつ適切にという、これは迅速かつ適切はそのまま入れておいたほうがいいと思ひます。早いことと適切だということはまた別の問題なので、適切は省かないほうがいいと思ひます。花島議員の話で言うと、そういう依頼がありましたけれども。第5条についてはそういう考え方のほうがいいのかなというふうに私は思ひます。あえて入れる必要はない、調査及び確認についてはね。

鈴木委員 本人だったりとか相手だったりとか、調査することと確認することってやっぱり違うことだと思うので、そこは言葉としても残しておくということにしたほうが私はいいかなと思うんですけども。

君嶋委員 調査をしていく中で、相手がいたり、いろいろいるわけですから、その相手とか、その人にも確認を取らなきゃならない場面も出てくるのかなと、鈴木委員が言うのもそうかなと思うんです。調査して、中にはそういう確認もしていきますということをきちんとうたっていればいいんですけども、それがうたってなければ、やっぱり調査と確認というのを入れておいたほうがいいのかと。そこは皆さんに諮って判断してもらうのがいいと思うんですけども、大体、やっぱり調査しながら、ここは本人に確認してみますとかというのも出てくるのかなと、私も感じます。

副委員長 調査って何のためにやるかというと、事実確認なわけですよね。事実をきちんと捉えるということですから、当然意味も入るということで解釈したほうが私はいいと思ひます。あえてそこまでは、文言は入れなくてもきちんとやるということになると思ひますので。

鈴木委員 調べたんですけども、調査と確認の違いで、調査は物事の実態や動向などを深く掘り下げて調べる行為、確認は不確かなことをはっきりさせる行為ということで、違うことがあるので、言葉の定義的にもつけておいたほうが間違いないのかなというふうに。

副委員長 事実関係を認定するということは、不確かなことまで多分含めて調査するよねとい

うところなんですけれども。あえて同じ意味合いの言葉を使う必要はないのかなと気はするんですけれども。調査でそこまできちんとした事実を確認して、こうだったというのを割り出すわけですから。改めて、そこで不確かなことをもう一回確認しましょうということではないと思うんです。不確かなことも含めて、全部内容を明らかにすることだと思うんで、あえて確認しましょうというところまで必要かな、なくてもいいような気はしますけれども。あとは皆さんで。

委員長 ちょっとここは、細かい部分になってくるので、ちょっとここは一旦置いておきまして、その後、用語の定義をしたほうがいいんじゃないかということで、今回条文のハラスメントの中身的なものも少し羅列をして、第3条第3項を削除すべき。理由は、ハラスメントという定義が曖昧な事柄について見聞きなどで報告を義務づけることに賛成できないから。

(複数の発言あり)

委員長 その次の条かな。次のページの「議員はハラスメントに当たると認められる事態に遭遇したときは」、だから誰かが誰かをハラスメントしているときに、当該言動を行っている議員に対し慎むべき旨を指摘し、指摘するんです。解決するように努めるとともに、当該事案を議長に対し報告すると。これちょっと難しいね、どうなんだろうということです。

君嶋委員 そうすると、議長に伝えるとなると、密告じゃなくても、人のやっちゃいけない、欠点探しみたいなことが、やっているよとか、何か信頼関係なくなっちゃうかなと思うんですけども。だから、あまりそういうのを受けた人は、こういうふうに受けたと言って議長に相談するのはいいと思うんですけども、こういうことしていますよと言うのはあまり、やらないほうがいいかなというのは私個人的に思います。

小池委員 やっぱり人によって受け方が全然違うのと、話しているのを聞いていても、それがハラスメントなのかどうかと、本人と受ける側にもあると思うんですけども。だから、その基準をどこにするかというのがやっぱり難しい問題でしょう、それはハラスメントに該当するとか。それを、例えば議長に確認して、それはハラスメントだねというのも、議長も大変なことだと思うので、そういうところの基準を一体どういうふうにするのかというのが問題でしょうね、やっぱり。

鈴木委員 ハラスメントであろう状況の中で、誰も何も口を出さないというか、誰も指摘をしない環境というのは、やはり恐ろしいんではないかなと思います。その人は言えないこともあるし、やられているから。周りも何も言ってくれないとなると、余計追い詰めてしまうんじゃないかなというふうに思うので、こういった言葉があるのは、一人一人が気をつけようという思いにもまたなるんではないかなというふうに思います。

(複数の発言あり)

副委員長 個人にそれを認識させるということが、直接言うのか、議長経由で言うのかという

ところの話だと思うんです。直接言って駄目な人もいる、そういう想定もされるんですけれども。基本は、やっぱり、そういう明らかにというところについても、厳密に果たしてそうなのかなというのはちょっと分からないんで、個人に、あなたこうですよ、これ注意してくださいねという話をできるかどうかという話が一つあるんです。非常に判定が難しい問題なので、個人の解釈によってそうなのかなと、明らかにというと、誰も言わないというのもこれまたおかしな話になっちゃいますし、そこは議長経由でもいいような気がするんですけども。確かに、目に余る、もしくは兆候があるよねという話については、こういう行動があってなんだけれどもという話を議長にして、じゃどうなのという話を聞いてもらえばいいのかなというふうには思うんですけども。誰も言わない風土は絶対なくしたい、いけないんで、そこは、声を上げるところは議長のところでいいような気がするんですけども。1件1件、それぞれ皆さんちゃんと指摘しましようよと言っちゃうと、あんたやったでしょうと。これこうなんです、駄目ですよね、させてくださいねという、直接的な表現なのか、もしくは婉曲的に言うのかちょっと分かりませんけれども、そこまで、お互いが一応善人の前提に立って言わなくちゃいけないんで、悪人だよという話をしなくちゃならないという話になるとちょっと難しいなという気があるんで、やっぱり議長経由でこういう事案があるんだけれども、兆候があるんだけれども、一言お願いしますねともらったほうがいいと思います。

だから、条文はどうするかというと、議員個人がハラスメントに当たらないような言動を絶えず取り行うというか、そういう文言を入れておけばいいんじゃないかなと思うんですけども。もし仮にそういう兆候があったときについては、ということで。

君嶋委員 そうすると、今の、議員はハラスメントに当たることで当該事案を議長に対して報告しなければならないというところで、その後、第5条の中に、議長、議員または職員等がハラスメントに関する相談及び申立てを受けたときは、また同じように、そこに調査、確認を行うとあるから、やっぱりそうしたら同じように、あったときにはこうしなきゃならないということにつながってくるのかなということで、この文章、3番のところから次の5条になると、そういう形でやっぱり動き出すということで、同じになってくるのかなと感じたんです。

委員長 とはいえ、杞憂じゃないけれども、行き過ぎるとそれもということですもんね。だから、曖昧さというと言葉が悪いけれども。

鈴木委員 その曖昧というのを皆さんが勉強していくために、今議会運営委員会でも毎年1回ハラスメントの勉強会もやっているわけで、これって駄目だよねというのが徐々に固まってきているところもあるんではないかと。もしハラスメントに当たるような言葉を言ったときに、それは違うよねということを注意できる環境というのを担保するためにも、なぜならここにも書いてあるからだという、言う理由にもなるというか、言える理由にもなるんじゃないかと思うので、私はこの3番のところは入れておいていただきたいな

というふうに思っています。このままの文章で。

委員長 そななんだよね、勉強していくうちに議員も分かってはくるんだけれども、ここがまた難しいところで、多分言動云々も、ここまで縛ると議員の言動を縛る気かという話が多分出てきそう、出てきそうっておかしいけれども、そう思う方も多分少なからずいると思うし。さっき言った議論が活発になったとき、多分我々も今この議会運営委員会の中でもハラスメントはこんなことの想定のところで動いているけれども、多分議論が闇達の中で語尾が強くなったというところはどうなんだという話も多少出てきていたりするじゃないですか、全員協議会なんかで話していても。そうすると、それが強くなつたところで、それはハラスメントじゃないという。

鈴木委員 気をつければいいんですね、自分で。

君嶋委員 議論していく、その中で言葉が出たものは、それはハラスメントでしょう、そういうことじゃなくて、それはそれで、こういう言葉が出たのはちょっとおかしいから後で注意してくださいねということでそのときはいいと思うんです。だから、この条例というのは何の目的でつくるかといったら、やはりそういうことを起こさないようにみんなが努力してください、注意してくださいというための条例だと思うんで、これをつくったから言葉を少し控えてくれじゃなくて、誰でも熱弁とかになってきたらいろんな声が出てくるんで、そこで、ストップ、これはハラスメントでしょうということはまずあり得ないと思うんで、そこは議長が采配するとか、委員長が采配するとか、そういう言葉で動くと思うんで、やはりこのハラスメント条例というのは、これから那珂市議会がこういうものを注意していきましょうよという前提のための条例を策定することがまずスタートじゃないかなと私は思うんですけども。だから、そのときの議論が出たときとか、それはその後のことでの注意するなり、また今後みんなで気をつけようねと。あまりひどいときは、もっと厳しくしようとか、そういう形でいいのかなと、私はそう思います。

副委員長 今後、第3条だと、ハラスメントに当たると認められる事態、これって相談があつて、そこで審査委員会で、議長のほう、審査会ができますんで、そこできちんと吟味をされて、そなだよねということになればそななんでしょうけれども、その前の段階なので、多分、これ当たるって認められるというのは、我々も怪しいねというところだけで、どうなのというところがあるんで、最終的には。認めるのはちゃんと審査会か何かで認められるわけですから、それはもうルールにのっとってきちんと、あんた駄目ですよ、きちんとこうしてくださいねという話にはなると思うんです。審査会の中できちんと吟味されて。その前段階のときには、やっぱり、決して見逃すということではなくて、こういう今の言動についてはちょっと怪しいよねというところがあれば議長に言って、こういうことはどうなんだろうねということで、そういう場を設けておくというのは非常に重要なことなんで、認定まではこちらではできないんで。

委員長 そうだと思うんです。3項は、ハラスメントに当たると認められる事態に遭遇した。認められるかどうかは個人ができるわけじゃないから、審査会にやる、持っていくというわけですから。

副委員長 だから、逆に怪しい兆候については事前に相談できるところで相談をしてということになるので、だから、その前の段階はお互い、監視といったら、ここは認められる事態ということになると審査会でという話になると思うんで、その予備軍に当たる場合についてはあらかじめもうふだんから芽を摘んでおきましょうよということで相談体制、窓口ができるわけですから。新たに個人で、認められるということになっちゃうと、誰が認めたのということになっちゃうんで、そこは、これだとちょっと行き過ぎな部分が出てきちゃうんで。

鈴木委員 今も「ハラスメントに当たると認められる」というふうにあるところを、「ハラスメントに当たるであろうと認められる」というふうに。

委員長 認められるか分からないよね。

鈴木委員 でも、あろうとみたいなことであれば、やはりその都度、今のはよくないよねということを注意し合えるというか、そこで気づき合えるという土壤をつくっていかなければいけないというふうに思ってもいるので、なのでこういうのができる、ハラスメントのない。もしそういったことを分からず発してしまう方もいるわけで、じゃそれは違うよねと気づかせ合えるというか、そのためにも。

委員長 そっくりそのままをどこかの条文にくっつける、今の話じゃないけれども、例えば今、互いにそこのハラスメントを防止、意外とこの3番はどちらかというときついと思うんだよね。指摘し何とかというわけだから。じゃなくて、互いに、議会は相互努力してハラスメント防止に努めるという、個人じゃなくて議会はとか、どこかの条文に即しているところが多分あると思うんだよね、この条文の中に。

次長補佐 第3条については議員の責務なんです。

委員長 議員の責務の中で、例えば、1条は、議員は倫理観を持ち、尊重して活動しなければならない。例えば、また議会もとか。

次長補佐 議員までいいのかなと思うんです。ですから、さっき鈴木委員が言ったように、認められる事態とまではまだ言えない部分であるのかなと。

委員長 第3項は思い切って削除しちゃうんだけれども、3項か2項に、または相互にハラスメント防止に努めるようにするみたいな、指摘しは多分、認められるかどうか分からぬわけだから、ハラスメントだと我々が言うのもあれだから。さっき言ったじゃない。何かほわっとしたやつ。

事務局長 第3項 자체が結構議員の皆さんにとって厳しい表現になっているんだと思うんです。例えば、認められる事態に遭遇したときというのもそうですし、厳に慎むべき旨を指摘するというのもそうですし、解決するよう努める。あと、報告しなければならない。も

うちょっと表現を柔らかくしたほうがいいのかなという気はします。例えば、厳に慎むべき旨を指摘するように努めなければならないとかというような形で、その後、解決するように努めるというまでを求めるのか。

委員長 何かそこまで、例えば1行目、2行目、3行目、多分4つぐらいのあると思うんだよね。認める、指摘する、解決する、報告と4つも全て曖昧にすると何か意味が分からぬ条文になりそうな気がするから、できればほかの項に何か思いをつけるという。それで、例えば今後内規をつくるときに、その内規の中では予備軍はこういう手順じゃないけれども、こういうことが議員ができるとか、することができるとやって、議長に報告することができるにして、議長は注意、助言、注意とか、そういうふうにできるというふうに落とし込んでいけばいいのかなという、内規の中で。

(複数の発言あり)

委員長 多分努力する、指摘するよう努力することができる。

君嶋委員 あまり、努めるとなるともうやらなきゃならないとなっちゃうんで。それを、努力するということはそちらに近づけるように頑張るとか、柔らかく、そこを濁すというか。そういう言葉にしたほうがいいのかなと。努めるとなるともうやらなきゃならない、こうしなきゃならないとなるから、そこを努力する、何々するとかちょっと曖昧に、努力したんだよということをやると。

鈴木委員 君嶋委員の、すごくそうしたらいいなと私も思うんですけども、ただ、この条例をつくるに当たっての覚悟というか、そこをどこに持っていくかということもあるんではないかなというふうに思っていて、なので、強い言葉でこうということもあるし、やっぱり努力していこうというところの、個人的に考えるとそっちのほうが柔らかくていいんじゃないかというほうもあるんですけども、ただ条例をつくるとなったときの、どこに重きを持っていくかというのをもう一度ちょっと。

委員長 もちろん皆さんとのおりに、みんなでハラスメントを本当に防止していくこと、みんな、議会全体でしていこうというのは、これは変わらないですよ。条例にするべきところなんですが、ただ、やっぱりハラスメントというものの自体が個人差があるのが正直、それは社会全体で正直なところであるので、そこが、誰かが、第三者が指摘するというのがこれまた難しくはないのかなという、ハラスメントに当たりそうだなという事態は、当たりそうって何。それこそ、条例だとちょっと曖昧過ぎて、これはやっぱり第3条は要らないよねという話になってきてしまう。あなたが審査員、指摘する人が審査員なんですか、議長にまで言うということにもなりかねないような気がするので難しい。分かりますよ、だから、皆さんの意見も分かるんだけれども、ちょっと議論の余地が。

鈴木委員 ただ、子供たちの中のいじめとかということでも、見たらお互い注意しようねとかというのって当たり前のことだし、その代表でもある議員として、もっと律さなきゃいけないというところを。

委員長 それもそうですよ、だから校則にそう書く必要もないし、学校だったら先生に解決するようにと校則には書かれていないし、そこはやっぱり文章に書くというのがだからちょっと難しい案件だと思うんですよね。だから、それをわざわざ投げかけてこんなに議論するものかという話のところまで戻ってしまうんですけれども。

副委員長 基本やっぱりセクハラもそうですし、ハラスメントを職員がやっちゃいけませんよということなんで、起こるのも、それも防がないといけないですよということが我々、この条例の目的なんで。今回、転ばぬ先の杖という意味合いが非常に強いと思いますんで、実際当事者、該当する方もいらっしゃるんで。例えば、今ニュースで話題になっている、例えば髪を切ったねと言うのも、その後にあなたかわいくなったねとかいろいろ言うと、それでアウトなんですよね、セクハラになっちゃうんで。ちゃんづけも裁判で結局セクハラ、パワハラですよというふうになったわけです。だから、受け取り方の問題だということになると、非常にいつそういう言葉を我々が発出するのかどうかというのは分からない場合もあるんで、よほど気をつけなきゃいけないよということなんで、そこはもっと気をつけましょうということをここに盛り込みたい。もし遭遇したらお互い注意しましょうねというぐらいは入れておいたほうがいいなというふうに思います。だから、非常に難しくなっているというか、我々ずっと言ってきたこと、そういう経緯があるので、会社関係もいましたけれども、私がいた会社はそういうことはまずいよねという風土があって、それぞれが律してきたわけですけれども、たまにというか、やっぱり言っちゃうというところがあるんで、非常に怖いなど。自分たちを律する意味でも、やっぱり守りましょうよというところは何か、これをもう少し柔らかくした表現で置いておいたほうがいいかなという気はします。注意して解決するまでは要らないにしても。

委員長 それはそう思います。

副委員長 自分たちも気をつけないというところがあるんで。そこが非常に怖いところです。

次長補佐 先ほど、第3項をという話になると、もし加えるとしたら第1項にそれらしいことは加えるようになるかと思うんです。これ、私の案ですけれども、互いにハラスメントが起こらないよう努めとかにして、ハラスメントに当たるような事態に遭遇したときは当該事案を議長に報告するよう努めるとかまでにとどめるか。ちょっと努めるが続いてしまうような。

（複数の発言あり）

君嶋委員 委員長、ハラスメントをどんなふうに委員長として進めたいのか、委員長の考えがハラスメントを前向きに。そうならば、今のところ条例をつくってスタートしたときに、これが完璧とというのではないと思う。だから、やはりこれをスタートとして出していって…（録音漏れ）…

委員長 先ほどの話なんですけれども、第1項に、ちょっと先ほど言ったのは、相互に指摘するのか、当たるようが難しい、ちょっと文言が整理、簡単にはできないんですけども、

その3項の旨を1条当たりに思いを乗っけて、例えば運用していく中で何か問題があれば議会運営委員会でいつも、毎回基本条例と同じように見直しというか、かけていくという形で進めていければいいと思うんですけども、ただ文言がちょっと今さってばさで決まらないので。

(複数の発言あり)

委員長 先ほどどっちにしたって、調査、確認もそうですし、もう一個、ちょっとまだ、花島議員の途中なんです。

相談窓口を議長が定め、その他の項目なのか。何これ。第4条、相談窓口をどのように設置するのか見えない。議長が定めるその他の項目なのか。

次長補佐 こちらも、議会によっては事務局内に定めるとか書いてある部分もありますので、それを言っているのかなとは思うんですけども。確かに定めるとしかうたってはいませんので。

委員長 それはこの間言ったよね、どこかの段階で。全協でした気がしますよね。なので、ですということで。多分、花島議員は本当に窓口を、カウンターテーブル置いてやる窓口をイメージしているのかななんて思ったりもするんですけども。

その次なんですかね、第4条3項の文頭の「前項の規定に関わらず」は意味不明なので削除すべき。

(複数の発言あり)

委員長 要らないよね。これ削除。

迅速かつ丁寧に、さっきの調査、先ほど副委員長もやっていただいたやつと。第6条、確認したときとあるが、確認の実務的な手順はどう規定されるのか。確認の実務的な責任体は何なのか。

副委員長 審査会プラス第三者委員会ですね。

次長補佐 第三者委員会で明確にハラスメントと決まった場合を言っているとは思うんですけども。

副委員長 公表する場合は、そこで。審査の結果、公表ということでしょうから。確認体を表記したほうがいいのかどうかということだと思うんですけども。

事務局長 確認したときの、確認の実務的な手順はどうして進めるのかというところもあると思うんです。その辺は、例えば人事院規則ですと、そういうものに対する、パワーハラスマントに関する苦情、相談に当たり留意すべき事項という指針が出ています。その中で、こういうふうにやっていきますというのも出ています。だから、恐らく、やるとすればそういう規則にのっとった形で審議を進めていくというふうな形になるかとは思います。

鈴木委員 すみません、責任体ってどういうことですか。

委員長 例えば調査するときに相談窓口の議会事務局長がやるのか、それとも議長が直接お呼び立てるのかとか、そういうのが分からないよと。例えば、そういうところ、入り口は

そういうところからなんでしょう、多分。

事務局長 基本的に相談窓口は議長が設置しますんで、ですから責任体は議長です。

副委員長 最終責任者というもの、責任体だから審査会。座長が議長になるわけですから。

事務局長 第三者委員会をつくるにしても、設置するのは議長。

委員長 設置するのは議長だから、やっぱり議長が責任者だという感じかな。

副委員長 会議体とか、そういう意味でしょう。組織の名称。

事務局長 もしかすると議会なのか、議長なのか、それとも第三者委員会なのかというところの確認だと思います。

委員長 そういった指針、指針というか。

小池委員 花島議員の話はどういう意味なのか。議長がハラスメントに関わっていると訴えられた場合、ハラスメント審査会が設置された場合と議長がハラスメントに関わっていると訴えられた場合。

委員長 これは副議長がとどこかに書いてあるんだよね。

これは、特にハラスメント審査会が設置される場合の実務的な責任体は誰、何なのかということと、議長がハラスメントに関わっていると訴えられた場合の多分実務的な責任体は誰と、2つにかかっているんだと思う。

審査会は議長が設置するので議長ですよ。例えば、実務的な責任体って、そこ部分は審査会になるけれどもという話ということか。副議長の話があるよね。副議長になりますと。

副委員長 副議長がまた審査に上がった場合は、審査会にかけられた場合は議長。

委員長 一方で、ハラスメントの公開を行い、一方で不公表とする基準の切り分け方はどう。

委員長 プライバシー保護の、要は公表の部分ということかな。公表の線引き。

事務局長 正直、公表までの事案というのはやはり悪質なものだとは思うんです。当然、第三者委員会とか、そういったところを設置して決定していくべきなのかなというふうに思いますので、その公表するしないというのも、もしかすると第三者委員会の中で。その変はまだ決まっていないので分からないですけれども。

委員長 多分、決まっていないというと、花島議員、罰とあればセットだというから。そこが難しい。

事務局長 基準の切り分けという、プライバシー保護が言われているのはどの範囲が不明確というんですけれども、ハラスメントで公開するかしないかだけじゃないんです、プライバシーの保護って。プライバシー保護の部分は、例えば申し立てた人が誰なのか、例えば職員の場合は、その職員を守らなきやならないとか。その処罰までは言いませんけれども、ハラスメントに当たるか当たらぬかの前にどういったハラスメントの行為があったなどを公表してしまうのもプライバシーの保護違反になると思います。公開か不公表のすみ分けというのは本当に、やっぱり委員会とかそういったところで決めていくものじゃない

かなとは思うんですが。それとは別に、プライバシーの保護というのはやはりやっていかなくちゃならないと思いますので、ハラスメントをこの人がやりましたという公表とは別に、個人を守るところのプライバシーというのはやっていくべき、規定していくものだと、すみません、まとまりがなくて。

委員長 そこは何か書けるのか。第6条の何かに。

副委員長 こういうハラスメントがありました。誰々はというところまでは公表わけですから。ただし、関係者とか。

委員長 何かそういったのを第6条に。

副委員長 そこは公開しませんということですね。

(複数の発言あり)

副議長 被害者のプライバシーには十分配慮し、公開できる範囲の中での公開になっちゃうというのは、多分それしかないですよね。被害者のプライバシーには配慮をして。範囲は決まると思うんです。

委員長 その範囲より、多分花島議員はハラスメントの度合いの罰がどこまで、公表する。どのハラスメントだったら。

副議長 それは委員会、議長を中心とする委員会での判断に委ねて。

委員長 多分その判断の基準もということまで花島議員、この間、全協で言っていたのはそこなんだよね。結局、交通違反、一時停止無視だったら1万円罰金ですよ。だから、決まっているものに対する罰であれば納得するんだけれどもというのが花島議員のあれだから。例えば、故意的かつ何とかとか。

副議長 ハラスメントってケース・バイ・ケースだから、一律に全部言えない。とてもじゃないけれども難しい話なんで。とにかく、委員会が悪質と判断した場合としか書きようがないと思うんですけど。悪質ってどういう理由だとか言うんでしょう、多分また。

君嶋委員 第9条に書いてあるんです。第9条に載っています。

委員長 ここはだからプライバシーで、ここは保護はいいと思うんです。

副委員長 これをだからどの範囲かという話。

委員長 ここは多分、これは第三者の委員会なり。

副議長 その判断は誰がどのようにするんだということなんですか。

副委員長 審査委員会、第三者委員会ですよね。通常の懲罰というか、規定みたいにはっきり明確化されているわけじゃない。事例に応じてという話になるんで。委員会が、これは重大と認めればということになるんで。

(複数の発言あり)

事務局長 議長のほうで懲罰、議会の治安維持保持権というのがあります。議長に。その中で、例えば会議の中、委員会とか本会議とか、そういう会議の中の部分についてはある程度議長の裁量という部分はありますので、秩序維持のほかにも懲罰がありまして、その懲罰

の部分については受けた議員から申立てがあつたりとか、もしくはそういう動議が出されたというところで決まっていって、それは本会議の中で決定していくことになるかと思います。懲罰については。今回、これというのは、そこもありますけれども、会議以外の部分というところでの今回ハラスメントの条例というふうになる。当然、その中でも適用とされるものだとは思いますけれども。この中で、例えばパワハラの部分で言うと、第2条の第3項で政治活動上必要かつ相当な範囲を超えて、当該言動の相手とされるものに対して人権を侵害する行為というふうになっていまして、その必要かつ相当な範囲を超えた部分という話ですから、例えば、前もちょっと皆さんのお話でも出ましたけれども、例えば全員協議会とかそういったところで議論が白熱して、それでちょっと強い言葉を使うといつても、それが相当な範囲を超えているかというところの是非なんです。そういうものを一つ一つ決めていくというのは、正直できない。状況にもよりますし。そのところまで求められる、そのところの線引きをはっきりさせるというのは、正直一つ一つの事案を重ねていって、議員の皆さんで議論を重ねていって、そこで積み上がって、最終的にどんどん積み上がったもので判断していくしかないと思うんですけども。これ、ばしっとここで。

委員長 無理だよね。

副議長 ばしっと決めるほど厳しいと言われるし、曖昧な表現にすると何でこれ曖昧なんだと。

結局私が思うのは、これハラスメント条例、どんないい条例をつくっていっても委員長の最終的に根回し、これに尽きるというか。委員長が納得してもらうように説得しないと絶対これは難しいと思う。いいものを練り込んでいっても。何度も調整していると同じように、必ずどこか言って、突いてこられて、その表現を、絶対曖昧なんですから、これ本当に、ハラスメント条例って。だから、もう委員長のロビー活動にかかっている。

(複数の発言あり)

委員長 そういうのも、ちょっとプライバシーの感じは何となくイメージわきましたというので、あとはあれですね。先ほど、最後、渡邊議員の意見です。市民全員にという。

副委員長 これこそ、市民全員まで巻き込むと今の話じゃ収まらなくなっちゃうんで、範囲が広過ぎて。まずは議会と職員で、手本じゃないですかけれども、私たちでやりますよ、やってみます。それで、やってみて、もう少し状況が変われば考えていきますよというところだと思うんですけども。

鈴木委員 渡邊議員、ずっとそのことをおっしゃられていて、今みたいなことをお伝えしても、いや納得できないということじゃないですか。そういう方に対して、どういうふうに賛成いただぐというかというのはどうしたらいいんでしょうという。

寺門勲委員 そのときの状況に応じて、そういう場面がまたあったときに、また皆さんで検討するという形で私はいいんじゃないかと思って、そういうことがあった場合と思います。

副委員長 まずは自分たちでやってみるということですよね。

副議長 それはそれで、一般質問で自分で立ち上げるぐらいに、那珂市に必要なものとしてハラスメント条例が市民全体で必要なんじゃないですかと市のほうにも訴えなくちゃならない問題なんで、これは。こっちは議会を中心として、市の執行部とのやり取りの中でできますけれども、もっと壮大なスケールになっちゃうんで、やっぱりそれはそれで、やりたいんであればもっと大きなスケールで考えなくちゃならない。これ、全部つくり直しですよね。全然、条文も何も関係なくなっちゃいますから。あくまでも議会としてということで。

君嶋委員 ほかで、ほかの市町村で市民までいっているのではないよね。

次長補佐 私が調べた範囲ではないです。

君嶋委員 市議会と執行部、その間での話だもんね。それを市民まで入れたらもうめちゃくちゃになってきちゃう。申し訳ないけれども、ちょっと。

副議長 平行線だよね、このままいつても。変わらないんだもん。

副委員長 全員がというのはなかなか難しいんですよね。

委員長 そうだと思います。

副委員長 今やっぱりつくっておかないと、この先大変なことになりますよというのは実際、私すごくそれは思うことで。まず、市の職員と私たちでお手本を示しながら、まずは。

君嶋委員 その市民のことについては、寺門委員も言ったように、やはりそういう動きが頻繁にあるようなときはまた考えなきゃならないと思うんですけども、まず議会と執行部と、職員との関係ということでスタートしてもいいのかなと思うんです。

寺門勲委員 ちなみに、今までそういう事例があったんですかね。逆に、市民からそういった。

委員長 それも、どうですか、ありましたか。皆さん、逆にありましたかという話になってくる。

(複数の発言あり)

委員長 そうなんですよね、本当に上位法、さっきのハラスメントの法律もそうだし、下手すると憲法までの話にまで遡ってしまうような形になってしましますし、この市役所って、難しいのは二元代表制という難しい場所だから、こういう特殊な条例も必要になってくるんですよね。車輪が2つあると言っているんだから。だから、こっちの車輪があまり強い権限を持ったっていけないし、お互い、両輪でやっていかなきゃならないと、こんな条例が必要なのかなと。

小池委員 まずは那珂市議会の議員に納得させるのが大事なことだから、それが第一歩だから。認識していないんだから。それをどういうふうに持っていくかという。納得させるのが一番大事じゃないか。言っていることが悪いと思っていない人がそれを教えるわけだから。そこなんだよね。でも、倫理観で言ったら誰だって言わない。でも、そういうのをつくらなきゃならないような状況に来ているわけだからこういう話が出て、みんなで一生懸命条

例をつくっているわけだよね。まずはそこ。納得させる。難しいけれども。

(複数の発言あり)

委員長 そんなに難しい案件じゃないと思うんですけれども。皆様で推していただけだと、私は。

(複数の発言あり)

次長補佐 最終確認させてもらいたいんですけども、花島議員の意見で言うと、2番の、まず調査及び確認を、ここをまたちょっと。2番の用語の「意義」を「定義」というのは、これはどうしますか。

委員長 用語の意義という表記に、定義、定める範囲がぼやけてしまう。定義にすればいいでしょう、同じだよ、これ。

副委員長 意義のほうが機能も含めて特定されるというか、決めるということなんですか。

委員長 でも定義のほうがはっきり定めていると言っているんですよね、これ。花島議員は。意義だとぼやけている、定義だとしっかりしているということでしょう。

副委員長 条例で使われる用語が多いよね。

鈴木委員 意義のほうが曖昧ですよね。

副委員長 曖昧というか、機能上も少し入る、意味も少し、こういうこともありますよというのではなく、説明している、意義のほうが。

(複数の発言あり)

次長補佐 こっち、意義のままで。

委員長 列挙の仕方はいいですか。第2条、職員とは、ハラスマントとはにしたほうがいいですということです。

次長補佐 参考に、ちょっと私もとはと入れちゃっている部分もあるからなのかもしれません。

副委員長 だから、これは条項。

委員長 条項だから。

次長補佐 このままでよろしいですか。

先ほど議論ありましたが、1項にひもづけるといいますか。

委員長 1項にひもづけして、ちょっと。

次長補佐 これは事務局で考えて。

委員長 一緒にやろう。

次長補佐 その形でよろしいですか。第4項は、これ以前事務局内というような話をした。

委員長 言ったし、文頭、前項の規定。

次長補佐 条項から消すという変更でいいですね。

委員長 消す。

次長補佐 6番。7条、8条は今議論のほうしていただきましたので、それでちょっと直しのほう入れていきたいと思います。

委員長 了解です。

鈴木委員 花島議員の意見、全体の1番の意味がちょっと私分かっていないんですけれども。

委員長 人権侵害という言葉が出ているが、概念が漠然としている。人権侵害って何なのですね、まずは。ただし、本条例でハラスメントを認めたときの罰が極めて軽いものは、その曖昧さが大きな問題とは考えない。だから、ハラスメントに対する罰がこの程度、公表するとか、この条例だと公表が多分一番重い罰だと思うんだけれども、であればその人権侵害という言葉の概念が漠然としていても問題ないということ。人権侵害なんでしょう、パワーハラスメントというのは、結局は。だから、人権侵害ってどこまでの人権、ハラスメントってどこまでなのと似たようなもんで。

鈴木委員 そういうことなんですね。

副委員長 ハラスメントはもう定めがありますよね。

委員長 だから、ハラスメントの中身、説明の中にも例えれば人権侵害ってあるけれども、その人権って何なんですかと。だから、人が人らしく生きるためににはというところまで落とし込まなきゃならないというような言葉。

(複数の発言あり)

次長補佐 あと、調査、確認です。多分ここは結論出ていなかったかと。

副委員長 確認入れて。

次長補佐 入れておいて、このまでということですね。

鈴木委員 ごめんなさい、迅速かつ適切にの適切も要らないんじゃないかということを言ってるんですよね。

副委員長 適切は必要じゃないですか。早いことと適切は全然違うから。

鈴木委員 そうですよね、必要ですよね。

副委員長 必要です。

次長補佐 第5条もそのまでよろしい。

委員長 ここらかなという。

そういうわけで、渡邊議員のは、これ以上何も。

副委員長 今のところは市と議員の間でやってみましょうということで、あとはよろしくお願ひしますと、委員長が。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前11時13分）

再開（午前11時23分）

委員長 再開します。

政務活動費の手引きの見直しについてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

次長補佐 それでは、政務活動費の手引きのほうになります。こちら、条例改正のほうは行い

ましたので、内容についても詰めていただこうと思っていますが、今回で決めるのはなかなか厳しいかと思いますので、ちょっと説明のほうをさせていただいて、また後日会議を開いて決定していければなと考えております。

まず、3ページをお願いします。

こちら、条例改正を行いましたので、広報費と広聴費のほうに分かれております。

続いて、7ページをお願いします。

5番、単一費目の支出の上限についてということで、こちら案なんですけれども、経費区分のほう、ちょっと私この間の全員協議会で先走って話してしまって申し訳なかったんですけれども、ここは2分の1にするのか3分の2にするのか、そこら辺の議論は必要になってくると思いますので、こちらのほう検討いただければと思います。

7番、こちらも強制ではないんですけども、地元業者への優先的発注を努めてほしいということで、追加のほうを考えております。

8ページをお願いします。

旅費のほうになりますが、ウ、こちら、市に準じてやっていますので、こちら37円に来年度は上がるような形になります。また、宿泊費に関しましては、原則領収書を必要としまして、県内の宿泊は認めないような形で、やむを得ない理由がある場合はという形としております。また、調査、研修終了後に経費の明細書、活動報告書、様式4、5のほうを作成していただくということになります。

また、一番下、郵便の部分で、こちらもちょっといろいろ検討が難しいところなんですけれども、案1としましては、郵送をする場合は料金別郵便、料金後納とか、そちらのほうを使っていただいて、切手、はがきの購入は認めないが案1。案2としましては、切手台帳等、こちらを作成して、必要枚数購入する。年度内に全部使っていただくということで、切手とかはがきの場合はちょっと使い道というか、年度内に必ず使ったかというのも分かりませんし、悪く言えば換金できちゃったりする部分もあるので、そこを今後どうするかを第1、第2案のほうで検討していただく必要があるかと思います。

続いて、11ページになります。

こちら、広報費の中、こちら以前から検討にあった上限をどうするか。これ、先ほどの部分と一緒にになりますので、こちら割愛します。

11ページの下の赤い字の部分です。今までと同じように、発行した広報紙は事務局に1部提出していただいて、あとここからはいろいろ判例とかそういうのを調べまして、事務局のほうではなるべくなら控えたほうがいいんじゃないかという部分で書いてありますので、これは決定事項でも何でもありませんので、今後の検討材料にしていただければと思います。議会の任期満了6か月前以降、その6か月を過ぎてから、この広報は選挙活動になる恐れがあるので、政務活動費は控えたほうがいいんじゃないかというような事例もあります。あと、政務活動費、関連がない事項、国のこととか市政に関係な

いことの掲載、これも認めていないところも多々あります。あと、一番下、広報紙、政務活動費により作成していますと明示することがあったほうがいいという部分もありますので、一応こちらのほうも書かせていただいております。

次のページをお願いします。

議員の顔写真とか、こちらもあまり大き過ぎるとよくないという部分もあります。あと、他の写真、活動の写真が多い議員も多少いるんですけども、多過ぎるのもよくないというふうな事例も出ていますので、この辺のほうも検討いただければと思います。囲まれていると思うんですけども、こういうところはもう完全に判例とか高裁のほうで結論がでていますので、この辺を参考に検討していただければと思います。

氏名とプロフィールなんですけれども、プロフィールの部分、やはりこれも実際かなり厳しく判例等出ている部分もありますんで、案1としては、議員の掲載できるのは役職名のみということです。あと、議員のプロフィールは議会における現役職、議長であったり、委員長であったりという部分になってくると思うんですけども、それ以外は認めないというふうな判例のほうも出ているところであります。

15ページは、これは今までと同じなんですかけども、こちらのほうは間違いなく出していただくということ。

17ページです。想定している支出のところで、今皆さん有料データベース、紙ベースじゃなくてデータベースでいろいろ資料等を取り寄せたり、見ている方もかなり、今の時代ですので、いるかと思われますので、ちょっとそちらの経費としては、事務局としては認めてはいいんではないかということで、こちらは入れております。

あと、以前も言ったかと思うんですけども、新聞、2紙以上の場合1紙認めているんですけれども、その場合、2紙取っているということを認めるためにも2紙分の領収書、こちらのほうを添付していただきたいというふうに考えております。

19ページ、こちらも報告書を提出ということなんですね。

新聞は2紙で1紙です。2紙取って1紙。変わりません。今まで1紙でよかったですんですけども、1紙だと閲覧とかに来た方が本当に2紙取っているのかと言われると事務局でも答えようがありませんので、そういう意味で。

委員長 認められるのは1紙分ということでしょう、お金としては。

(複数の発言あり)

次長補佐 そうですね、議員のほうもそうすると説明が、2紙取っているという説明がすぐつくと思いますので。証拠みたいなものです。

最後になりますが、21ページです。

こちらもちょっと、ポイントカードを使って購入されている方も多いいるかと思うんですけども、こちら一応税金を使っている上でポイントが個人に還元されるというと。もし何か言われた場合、突かれる可能性がありますので。こちら、やっぱり議会によっては

原則認めないとこどもありますので、この間視察に行ったふじみ野市、認めないと
かとなっていたかと思いますので。

委員長 さっきのネットの注文はどうするんだという。

鈴木委員 ネットの注文って現金ではできない。クレジットでやるじゃないですか、広報誌と
かつくるとき。クレジットにポイントが溜まるじゃないですか。

総務・議事G長 なので、政務活動費の支出に優先的に使いますよといって、本当でしたら政
務活動費用のカードをつくってもらいたいんですよ、正直。本当にクレジットカードでや
るのであれば。そうすると、政務活動費だけのポイントというのが分かるので、そのポイ
ントは今度はそれに還元してもらって構わないのかなというようなのが1番です。

君嶋委員 24万円の政務活動費、そのお金の中で使ったものとしてしか認められないのだか
ら。

総務・議事G長 厳しい市町村は、やっぱり政務活動費用の口座、政務活動費用のクレジット
カードというような形でしばりをつくっているところもありますので、そこまでやるかど
うかはちょっとあれなんですけれども。

委員長 説明が終わりました。

いろいろあるかと思いますが、ありますか。

次長補佐 今日で決めることはないんですけども、疑問に思っていることを言っていただき
て、そこを、直せるところは直していきたいと思います。

小池委員 サイズの大きさということか、顔。

事務局次長 チラシのは、このサイズ、出ている。A4ですとこのサイズ。

委員長 多分県議会の、小泉県議の公告を見ると多分小泉さんがばっちり、プロフィールは書
けない、あと活動の横に写真とか載っている、あれは駄目となっているから、本当にあれ
を参考にすると多分、県議会厳しいから、何が書けない、載せられないというのでなっ
ていると。

君嶋委員 そうすると、会報を出す場合に1回下づくりしますよね。そのときにちょっと見て
もらったほうがいいかもしれないですよね。本来は自分でつくってすぐ印刷業者に出しち
ゃうんですけども、やはりさっきの、ここは認められないとか、後でチェックを受ける
よりは、素案というか、ちょっとこういう形でつくりたいんですがといって1回提出とい
うか、見てもらってチェックを受けたほうが一番間違いはないよね、そうしたら。

次長補佐 そうですね、この案でいけば。ただ、これも議運で決定して全協でというのもなか
なか難しいと思うので、議運からの提案でいろいろ案を出してもらった中で、例えば上限
幾らにするというのも議運で決めるんではなくてと思います。あと、写真に関するも。

(複数の発言あり)

委員長 自腹でやれば何でもないもんね。これ、自腹でやれば何にもないから。提出をするか
ら縛りが出るわけで。

君嶋委員 ほかのもので24万円使っちゃえば、議会だよりというか、自分の活動報告は自腹でやっているから何やってもいい。

委員長 今話をしているのは全部政務活動費に関するお金のものだけ、縛りがあるものですということです。

次長補佐 使うものはこの基準でやっていきましょうと。これに決まれば。

鈴木委員 ほかの、使わなければ。

(複数の発言あり)

委員長 その2つなんですけれども、多分皆さんに説明するというときに、1つ目は選挙近くなったら政務活動費は認めないなんていう、これは、そういうところもあるとかということだよね。判例ではそういうふうに見られるということもあるし、そういうのは伝えていかなきゃならないし、あとはこれ今回のは多分上限というのが、単一費目に支出の上限というのもちょっと今回の、皆様への宿題かなと。

副議長 議会報告だけに24万円使っちゃうことはできないというような。

委員長 これを2分の1にするのか、3分の2にするのか、それはまずは議会運営委員会で検討するけれども。

鈴木委員 広報費用についてということですよね。ほかの勉強に24万円超えるというのはありという。

委員長 そうじゃないです。単一費目、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、いろいろ費目がある中で、1個については2分の1を上限にするのか3分の2を上限にするのか。研修費で3分の2を使いました。3分の1は広報費、その逆もあり。でもそれ以上はできない。3つ分割すればもうばらばらだから関係ないよね。マックスをどこにするか。

副委員長 半分でしょうね。

委員長 半分にすると、えっという人も多分間違いなく出てくるでしょう。

鈴木委員 そんな縛りつくらないよなみたいなことを言っていましたもんね、この間。つくるとか考えていなくてよみたいな感じで。

(複数の発言あり)

君嶋委員 政務活動費というのは1つだけじゃなく、幅広く使ってもらって、議員がもっと活動してくださいねというためのお金ですね。

副議長 1本に絞って、広報費だけに絞っちゃったりなんかしたら、議員のやつが何か月に1遍届くのは増えたけれども、これに使っているだと言われちゃう。

鈴木委員 研修費に全部できないということに関しては、勉強は必要だよねということがあつて増やしたじゃないですか。それで、だけれども研修費に全部使えないよというのは何かどんな理由でというふうになっちゃうかな。

委員長 難しいよね、研修費だけはいいよなんていうのも難しい。そうすると、逆に広報費だっていいと言われちゃうから、あくまで単一費目というのがベストかなと。

君嶋委員 研修費を使うだけが議員活動じゃないでしょうと言われたら。

委員長 いうこともあるよね、逆に。

副委員長 広報費の印刷代も地元、1回でもう8万円ぐらいいっちゃん。そうすると、もう3分の1になっちゃうんで、どうしましょうというところだな。各費目3分の1以内になるとちょっと、何としても半分を超えてはならないで、あとはバランスよく使って、その上限だけ設けておけばいいんじゃないかなと思うんです。

(複数の発言あり)

次長補佐 こちら、1月の全員協議会ぐらいに一度全議員にある程度の案をお示しして、そこで意見が出るでしょうから、2月、3月に決定できればなと思いますので、今日のほうは読み込んでいただいて、次回に絞っていければなと考えています。

副委員長 来年の4月から。

次長補佐 適用です。

鈴木委員 分からないけれども、スマホ代みたいな。出している方とかも。

総務・議事G長 携帯代は出していただいて大丈夫なんですけれども。私的に使う部分と選挙活動。3分の1、もしくは4分の1、場合によっては4分の1ということで。

(複数発言あり)

次長補佐 通話料と政党活動、応援活動、私的活動というふうに案分して、4分の1を認めているという判断です。

委員長 携帯代ってすごいじゃない、プランがあって、アプリの何かがあって、通信料もあって、それでスマホの分割の料金があって、一括で例えば2万円となった、その按分の、例えば4分の1で5,000円でもらえるということか。それとも、その明細まで出すのか、携帯の中の細かいところまで。

(複数発言あり)

総務・議事G長 通帳のコピーをもらっているんです。通帳から差し引いた分の4分の1になっています。

鈴木委員 話し放題みたいにした分も含めてのということですね。

総務・議事G長 全額の料金プランの4分の1です。ただ、設けている市町村はそこに上限、5,000円までとか3,000円までとかあります。

君嶋委員 実際は通話でしか、調べるものはアプリの中で。

(複数の発言あり)

副委員長 やっぱり上限は必要だよね、そこは。

総務・調査G長 今回設けていないんですけども、そこの必要であれば、5,000円なり設ける必要はあるのかなと思います。

(複数の発言あり)

鈴木委員 2紙で1紙対象になっているというのは何でなんですか。それが政務活動費に使え

るというのが。

次長補佐 情報収集、専門的な新聞を取っている方もいるでしょうし。

総務・議事G長 17ページに新聞のことを書いてありますので。

(複数の発言あり)

委員長 切手ね、切手はそうですよね。換金できるからね。

取りあえずこんな感じでいいですか。確認しておくのは、まずは案を何個か出してい るのを。

次長補佐 上限を2分の1、3分の2にするか。あと、いろいろ、切手とかポイントとか。

委員長 そんな感じでいいですよね。一応こうしてくださいということをこれに載せるという。 こうしてくださいという、手引を。

次長補佐 もう一回議論をやると思いますんで、そのときにはある程度の確定をして全員協議 会に諮りたいなというふうに考えています。

委員長 ちなみに、さっきの広報の話も手引きにも載つけていく感じ。

次長補佐 載せたほうがいいかなと思います。

委員長 いいかなという感じかな。

次長補佐 はっきり、明確にしたほうがいいと思います。

委員長 明確にしたほうがいいと、という感じか。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 ありがとうございます。

続きまして、会議規則の改正についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

次長補佐 こちら、7月の議会運営委員会で広報編集委員会を、活動の幅を広げるということで、広報委員会にするということで提案があったかと思うんですけども、視察をした中でちょっとどうするか考えてもらいたいということだったんですけども、広報編集委員会のほうでは、やはり広報委員会として議会広報、議会ウェブサイト、ソーシャルメディア及び企画立案等、議会の情報発信に関する協議調整を行う、議会のデジタル化推進に関する協議調整を行うということでまとまりましたので、こちら決定させていただいて、次の定例会で上程するような形になると思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

委員長 ご意見ありますか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

委員長 ありがとうございます。

続きまして、その他ございますか。

次長補佐 意見書の件なんですけれども、例えば教育厚生のほうで国に対して意見書を出して くださいという請願が上がってきていたと思うんですけども、例えばこれが採択となる

と、別紙のように意見書を提出しますということで問題はないんですけれども、仮にこれが不採択となった場合、意見書がどこにも出てこなくなってくる。そうした場合、本会議で逆に採択になった場合、逆転して、委員会では不採択だったんですけれども、本会議で採択になってしまふと意見書の行き場所が全くなくなってしまう、今の状況だと。そういうものもあるので、こちらも今後協議していただきたいんですけれども、発議として意見書、以前に戻す形、追加日程にして発議として出していただくほうが間違いないのかなというふうに事務局でちょっと思っていますので、こちらのほうも任期中にちょっと考えていただこうと、ちょっと頭に入れておいていただければと思います。

委員長 これは今まで例がないやつ、例がない話をしているんで、例がない話をしているんだけれども、例えばこの間教育厚生で教職員の、いつも、毎回出ているやつですけれども、普通に採択と大体なっちゃうんですけれども、これまでにないんだけれども、例えば常任委員会に意見書を上げる請願が出てきたと、要は上に上げるような請願。国に対する要望の請願みたいのが出てきて、教育厚生を例えに取ると、常任委員会では不採択になっちゃった。でも、本会議でかけてみたら、採択になっちゃった。この意見書はどこから国に持つていけばいいんですかということ。ここ通らなかったら、この意見書はどこにどうという。

鈴木委員 ほかのところでは。

次長補佐 意見書で、発議として意見書でやっている議会がほとんどです。

委員長 だから、今度は発議として本会議に意見書として提出しますよ、いいですかみたいな。いいですかみたいな感じで、なれば賛成多数、みんな、下手すると常任委員会は不採択しているわけだから全会一致にはならないかもしれないけれども、賛成多数で採択で国に要望すると、意見書を出すと。

鈴木委員 どこから。

委員長 それは市議会から。それが今まで、要は要綱もないから、今回そういった中身を、もしかしたらあるかもしれない、最近本会議が荒れているものですから、そういうこともあるかもしれないということで、担保として規約というかそれを、中身をつくっていきたいと、そういう状況です。

(複数の発言あり)

委員長 ということで、よろしくお願ひいたします。

そのほか、ありますか。

鈴木委員 全員協議会のほうでもちょっとお話あったと思うんですけども、笹島議員のことを議会運営委員会で話し合うみたいな感じで終わったと思うんですけども、それってどうなのかなと思って。

寺門勲委員 私個人としては、どういった内容でどうだったのかと全く分からないので、判断しようがありません。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午前11時54分）

再開（午後0時02分）

委員長 再開いたします。

先ほどの件について、ご意見ございますか。

副委員長 議長からもう一度注意をしていただいたほうがよろしいかと私は思います。

委員長 ありがとうございます。ほかございますか。

（複数の発言あり）

委員長 公務におけるいろいろなトラブルが発生するところがありました。本当に、これからも視察先ですかそういったところで、個人としての自覚を持ちながら、プライベート的な部分も、個人として自覚を持って行ってほしいんですけども、トラブルがありましたので、そういう点におきましては、先ほど副委員長からお話をあったとおり、しっかりと議長から注意をしていただき、また何か費用的負担等がありましたら、しっかりと個人でそこについては賠償を進めていただく。もちろん、そういうトラブルというのは相手先があるもんですから、それがあらぬ方向に向かうというときは、またそれなりに我々も全体で対応していかなければなりませんので、個人一人一人がこれからもしっかりと自覚を持って行動していただきたいと思いますので、というのが議会運営委員会としての回答でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ありがとうございます。そういうことで、再発防止に、また議長も気が抜けませんが、よろしくお願ひいたします。

以上ですけれども、ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

委員長 では、これで議会運営委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

閉会（午後0時04分）

令和7年12月9日

那珂市議会 議会運営委員会委員長 大和田 和男